



サツキ

Power Alliance Tax Accountant Office
パワーアライアンス税理士法人
News

編集発行人

パワーアライアンス税理士法人
 税理士 若杉 治
 〒151-0073
 東京都渋谷区笹塚3-37-1
 第1花井ビル2F
 TEL 03 (5365) 4744(代)
 FAX 03 (5365) 4745
 E-mail info@wakasugi.zei-mu.net

5月 (皐月) MAY
 3日・憲法記念日
 4日・みどりの日
 5日・こどもの日

日	1	15	29
月	2	16	30
火	3	17	31
水	4	18	
木	5	19	
金	6	20	
土	7	21	
日	8	22	
月	9	23	
火	10	24	
水	11	25	
木	12	26	
金	13	27	
土	14	28	

5月の税務と労務

- 国 税**／4月分源泉所得税の納付 5月10日
- 国 税**／確定申告税額の延納届出による延納税額の納付 5月31日
- 国 税**／3月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 5月31日
- 国 税**／特別農業所得者の承認申請 5月16日
- 国 税**／9月決算法人の中間申告 5月31日
- 地方税**／自動車税・鉦区税の納付 都道府県の条例で定める日
- 国 税**／6月、9月、12月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 5月31日
- 国 税**／個人事業者の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 5月31日

ワンポイント 特例民法法人

公益法人制度改革により、従来の社団法人や財団法人は、平成20年12月1日時点で自動的に「特例民法法人」となりました。平成25年11月までに公益(社団・財団)法人か一般(社団・財団)法人に移行申請しなければ解散させられますが、移行期間中は従来と同様に優遇税制が適用され、従来の名称が使えます。

仕事中的 ケガなどにより 死亡したとき



労働者が仕事（または通勤途中）のケガや病気により死亡したときには、労災保険から遺族補償給付（遺族補償年金と遺族補償一時金がある）が、厚生年金保険及び国民年金から遺族厚生年金等が支給されます。遺族の範囲、支給額等は各法律で各々定められています。

ちなみに、労災保険には、先順位者が失権すると次順位者が、その次順位者が失権すると次の順位の人というように、最後の順位の遺族まで権利が移転する制度（転給という）があり、この点が厚生年金保険や国民年金と異なります。

● 遺族補償年金

遺族補償年金を受けることができる遺族は、労働者の配偶者（内縁関係を含む。以下同じ）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していたもののうち、一定要件を満たした遺族が、その順位に従い支給されます。

遺族補償年金の額は、遺族補償年金を受けられる権利を有する遺族の数に応じて、給付基礎日額の一五三分から二四五日分と定められています。

なお、同一の事由により厚生年

金保険等から死亡に関する年金が支給されるときは、遺族補償年金の支給額が減額調整されます。

● 遺族補償一時金

遺族補償年金を受けることができる遺族がないときまたは遺族補償年金を受けられる権利を有する人の権利が消滅した場合において、他にその遺族補償年金を受けられることができる遺族がなく、かつ、受給権者であった遺族に対し支給された遺族補償年金及び遺族補償年金前払一時金の額の合計額が給付基礎日額の一千日分に満たないときに、一千日を限度に支給されます。

■ 仕事に死亡したときの保険給付

（数字は遺族補償年金の受給権者が遺族厚生年金等を受給できるときを支給率）

遺族の範囲 請求先	妻と子供の場合	妻だけの場合	子供だけの場合	夫、父母、孫、 祖父母の場合	左記以外の場合
労働基準 監督署	遺族補償年金×0.80	遺族補償年金×0.84	遺族補償年金×0.80	遺族補償年金×0.84	遺族補償一時金
	遺族特別支給金	遺族特別支給金	遺族特別支給金	遺族特別支給金	遺族特別支給金
	遺族特別年金	遺族特別年金	遺族特別年金	遺族特別年金	遺族特別一時金
	葬祭料	葬祭料	葬祭料	葬祭料	葬祭料
年金 事務所	遺族厚生年金	遺族厚生年金	遺族厚生年金	遺族厚生年金	
	遺族基礎年金 等		遺族基礎年金 等		

● 葬祭料 ●

葬祭料は、三一万五千円に給付基礎日額の三〇日分を加えた額（その額が給付基礎日額の六〇日分に満たない場合は、給付基礎日額の六〇日分）です。

労災事故ですので、健康保険から埋葬料は支給されません。

● 遺族特別支給金 ●

遺族特別支給金は、遺族の援護を図ることを目的に社会復帰促進等事業の一環として行われているもので、遺族補償年金の受給権者の申請に基づき、定額で三百万円（一回）が支給されます。

● 遺族特別年金・遺族特別一時金 ●

遺族特別年金・遺族特別一時金（いわゆるボーナス特別支給金）は、賞与等三カ月を超える期間ごとに支給される特別給付を算定の基礎とする特別支給金のことです。遺族特別支給金と同様、社会復帰促進等事業の一つです。

保険給付の算定の基礎となる給付基礎日額には、ボーナス等

の特別給与が含まれていないため、日本の賃金慣行を鑑みそれを実質的に補完し、給付に反映させていく目的で行われています。ボーナス特別支給金には、遺族補償年金の受給権者に対して支給される①遺族特別年金と、遺族補償一時金の受給権者に対して支給される②遺族特別一時金があります。

支給額は、①は遺族の数に応じて算定基礎日額の一五三日分から二四五日分、②は算定基礎日額の一十日が限度です。

● 遺族厚生年金 ●

被保険者が死亡した場合には、その死亡当時被保険者により生計を維持されていた配偶者、子、父母、孫、祖父母のうち、一定要件を満たした遺族に遺族厚生年金が支給されます。

金額は、報酬比例部分（二階部分）の四分の三相当額です。

● 遺族基礎年金 ●

被保険者が死亡した当時、生計維持関係にあった子のある妻または子に、遺族基礎年金が支給されます。

遺族基礎年金の額は、遺族の数により、定額で定められています。

【年金給付基礎日額の年齢階層別最低・最高限度額】

労災保険には、年齢階層別の給付基礎日額の最低限度額及び最高限度額（下表参照）が定められています。

年金給付基礎日額は、被災日を基準として算定されますので、若年時に被災した労働者の年金額が生涯にわたり据え置かれたり、逆に中高齢者が被災した場合は、その当時は年金額が高額であっても年齢とともに稼働能力が低下するのは一般的であるにもかかわらず高額の年金が支給され続けたり、あるいは偶発的な事由により低賃金で就労中に被災した場合等の問題が指摘されたため、本来の労災保険制

■ 年齢階層の区分

平成22年8月～平成23年7月

年齢階層の区分	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,325円	12,774円
20歳以上25歳未満	4,929円	12,774円
25歳以上30歳未満	5,576円	13,053円
30歳以上35歳未満	6,102円	16,059円
35歳以上40歳未満	6,551円	18,535円
40歳以上45歳未満	6,762円	22,107円
45歳以上50歳未満	6,701円	23,795円
50歳以上55歳未満	6,286円	24,455円
55歳以上60歳未満	5,560円	23,227円
60歳以上65歳未満	4,638円	20,794円
65歳以上70歳未満	3,950円	15,246円
70歳以上	3,950円	12,774円

度の趣旨を達成する目的で設けられたものです。

特に、受給権者は、五〇歳から五五歳未満をピークに、年齢と共に支給額が減額されることに留意すべきでしょう。

たとえば、五〇歳で被災した人の給付基礎日額が限度額の二万四、四五百円だった場合、六〇歳～六五歳までの間は二万七九四円となり約一五％減額、七〇歳以後は一万二、七七四円となり、ほぼ半減します。

傷病手当金と障害給付

被保険者が、仕事以外のケガや病気の療養のため働けなくなったときは、休業4日目から、健康保険から傷病手当金が支給されます。

1年6カ月を経過すると傷病手当金は失権し、その時点で障害等級に該当する場合は、障害給付（障害厚生年金（障害等級が1級または2級の場合は、障害基礎年金が併給））が支給されます。

障害給付は、初診日（初めて医師などの診療を受けた日）から起算して1年6カ月を経過した日（その期間内に治った（その症状が固定し、治療の効果が期待できない状態をいう）ときは、その治った日）、すなわち障害認定日に障害等級に該当する程度の障害の状態にあることが支給要件のひとつです。

ここで注意したいのは、①傷病手当金と障害給付の支給額と②障害給付の支給開始

までの期間です。

① 支給額

傷病手当金の支給額は、1日当たりその時点における標準報酬日額の3分の2相当額ですが、障害厚生年金は障害認定日までの平均の標準報酬月額に基づき算定されますので（障害基礎年金は定額）、金額が大幅に低下する可能性があります。

② 障害給付の支給開始までの期間

障害認定日が、原則どおり初診日から1年6カ月経過後にある場合、障害給付の裁定請求をしてから本人の預金口座に振り込まれるまで通常3カ月前後かかりますので（年金事務所により異なる）、傷病手当金が支給されなくなってから障害給付が支給されるまでの間は、国からの給付はなくなります。

受給権者は、傷病手当金の支給満了後から障害給付の支給開始までの期間について、早い時期に、生活設計を立てると安心でしょう。

障害等級の見直し

仕事中または通勤途中の事故で、外貌（日常的に人目につく頭、顔、首等）に、やけどや傷跡などが残った場合、労災保険から障害補償給付または障害給付が支給されます。

給付の基礎となる障害等級は、障害等級表に基づき認定されますが、従来は、障害が同程度でも男性は女性より低い等級に扱われていました。

そこで、この男女格差を解消するために、次の改正が行われ、平成23年2月1日から実施されています。

(1) 外貌に著しい醜状を残すもの

- ①女性の場合 第7級 従来どおり
- ②男性の場合 第12級→第7級

(2) 外貌に醜状を残すもの

- ①女性の場合 第12級 従来どおり
- ②男性の場合 第14級→第12級

このほか「外貌に相当程度の醜状を残すもの」（第9級）が新設されました。

障害給付の受給権発生後に婚姻などしたとき

障害給付（障害厚生年金・障害基礎年金）にかかる加給年金額及び子の加算は、障害給付の受給権発生時点において、生計維持関係がある一定年齢の配偶者または子があるときに加算されていましたが、平成二十三年四月一日以降は、その範囲が拡大されて、障害給付の受給権発生後に、婚姻や養子縁組等により配偶者や子を有するようになります。

障害給付の受給権発生後に婚姻などしたときは、加算を受けられる間、生計維持の認定を行うこととされ、加算が行われることとなります。

手続きは、配偶者を有するようになったときはその日から一日、子の場合は一四日以内に、氏名、生年月日等を記載した届出書に、生計維持関係を証明できる書類を添付して日本年金機構に行います。